

凡 例

- 1 本年報は、令和 5 年の人口動態統計、医療統計、各種業務統計等の結果を本県で分類集計したものを収録した。
- 2 内容は、原則として暦年（1 月 1 日～12 月 31 日）によっているが、実施事業の関係で会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）によったものもある。
- 3 本書は、第 1 編概要と第 2 編統計資料からなっている。第 1 編には人口動態統計、医療統計等の令和 5 年の概要を記し、第 2 編にはそれぞれの統計資料を掲載した。

また、第 2 編統計資料は次のような基準で掲載した。

（1）人 口

人口は、昭和 35 年、40 年、45 年、50 年、55 年、60 年、平成 2 年、7 年、12 年、17 年、22 年、27 年、令和 2 年については国勢調査の確定人口、令和 5 年については 10 月 1 日現在の推計人口（総務省統計局）、その他の年については 10 月 1 日現在の推計人口（埼玉県総務部統計課）である。

（2）人口動態統計

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届書から、調査票を作成し、人口の動的事象を統計的に把握したものである。

ア 出生、死亡、死産は、埼玉県に住所を有する日本人について、1 月 1 日から 12 月 31 日の事件で翌年の 1 月 14 日までに届けられたものを対象とした。

イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、そして死産は母の住所で集計した。

ウ 婚姻、離婚は、夫婦双方又はどちらかが日本人で、令和 5 年中に届出があったものを対象とした。

エ 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計した。

（3）医療統計（医療施設、医療従事者等）

医療施設の分布状況、患者の利用状況、医療等の関係者の従事状況についてまとめたものである。

昭和 59 年以前は 12 月 31 日現在、昭和 60 年以降は 10 月 1 日現在で集計した。

また、「医師・歯科医師・薬剤師調査」による医師、歯科医師、薬剤師の従事状況及び「保健師助産師看護師法」に基づく届出による保健師、助産師、看護師、准看護師の従事状況については、それぞれの調査、届出が昭和 57 年から隔年実施となっている。

（4）感染症及び食中毒統計

感染症統計は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師からの届出を集計したものである。

食中毒統計は、「食品衛生法」に基づき、食中毒を診断した医師からの届出及び保

健所の調査結果（喫食調査、疫学調査ほか）から、保健所長が食中毒事件と判断したものについて、事件後、患者の発生状況等を集計したものである。

（５）地域保健・健康増進事業報告

地域の特性に応じた保健施策を実施主体である保健所・市町村ごとに把握したもので、母子保健・予防接種・健康増進事業などがある。

（６）業務統計等

衛生行政報告例を中心とした公衆衛生、環境衛生、薬務等の衛生関係行政の業務内容についてまとめたものである。

統計表の表章記号の規約

- 計数のない場合
- … 計数不明の場合又は計数を表章することが不適当な場合
- ・ 統計項目のあり得ない場合
- 0.0 数値の微少（0.05未満）の場合
- △ 減を表す場合

注：なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

○厚生労働省ホームページにおいて、厚生労働統計の調査結果を閲覧できる。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>